

○女性活躍推進法（平成27年法律第64号）第19条第6項に基づく特定事業主行動計画の実施状況の公表

【目標】

令和7年度までに、男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の合計取得日数5日以上の割合を80%以上にする。

1 取組状況

育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇制度等に関する情報について、該当職員に対して、昨今の育児休暇取得推進の背景を踏まえながら説明するとともに、資料を提供し、積極的な取得を促した。

2 数値目標に対する実績

年度	対象者数	5日以上の取得者数	取得割合	達成率
令和5年度	7人	5人	71.4%	89.3%
令和6年度	6人	5人	83.3%	100%

○女性活躍推進法第21条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

1 女性職員の新規採用割合

令和5年度	令和6年度
0%	33.3%

2 採用試験受験者女性割合

令和5年度	令和6年度
9.4%	0%

3 職員数に占める女性割合

令和5年度	令和6年度
2.6%	4.2%

4 男女別の育児休業取得率

男性職員		女性職員	
令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
0%	0%	100%	100%

5 男性職員の配偶者出産休暇取得率

令和5年度	令和6年度
85.7%	100%

6 男性職員の育児参加のための休暇取得率

令和5年度	令和6年度
85.7%	100%

7 超過勤務の状況（一人当たり）

令和5年度	令和6年度
73.4時間/年	76.43時間/年
6.1時間/月	6.2時間/月

- ・超過勤務時間～法定労働時間（1日8時間、1週40時間）を超えた労働時間
- ・職員数～120名（うち派遣職員及び途中退職者を除く。）